

議事① 公立大学法人青森公立大学の平成 28 年度財務諸表の承認について

地方独立行政法人法(以下「法」とする。)では、市長による財務諸表の承認及び利益処分の承認にあたって、法第 34 条第 3 項及び第 40 条第 5 項の規定により、あらかじめ評価委員会より意見を聴取することとなっている。

財務諸表の承認にあたっては、

①「合規性の遵守」

法及び青森市地方独立行政法人法施行細則(以下「細則」とする。)の規定が遵守されているか

②「表示内容の適正性」

市民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう財政状態及び運営状況を適切に示しているか

を確認する必要がある。

【確認結果】

(1) 合規性の遵守

確認項目	確認結果
① 提出期限（事業年度終了後三月以内：6月末）は遵守されたか。 （法第 34 条第 1 項）	・ 6 月 28 日付けで財務諸表等が提出された。
②必要な書類は全て提出されたか。 ・ 事業報告書 ・ 財務諸表 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書 ・ 決算報告書 ・ 監事監査結果報告書 （法第 34 条第 1 項及び第 2 項、細則第 10 条）	・ 必要な書類は全て提出された。 平成 29 年度第 1 回評価委員会配布資料 2, 5, 6, 7
③監事の監査証明に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか。	・ 財務諸表の承認にあたり考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
①記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。	・財務諸表等の提出を受けた書類について、表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏はないことを確認した。
②計数は整合しているか。	・各書類における計数について、整合を確認した。
③書類相互間における数値の整合は取れているか。	・財務諸表等、書類相互間における数値の突合を行い、整合を確認した。
④運営費交付金に係る会計処理は適正か。	以下の点を総勘定元帳等により確認した。 ・市が交付した運営費交付金は、交付後に運営費交付金債務として計上。 ・退職金等の特別運営費交付金については、費用進行基準（費用の発生の都度収益化）を採用し、費用の発生額と同額が運営費交付金に収益化。 ・大学実施事業費については、期間進行基準（年間の業務執行に伴い収益化）を採用し、運営費交付金に収益化。 ・残額については、運営費交付金債務として残している。
⑤利益処分の承認を受けようとする額は適正か。	本市承認基準に基づき、業務効率化等によって生じた利益にあたらぬ経費について確認した。 (議事②へ)